

県立都市公園有料施設のドローン講習会等への貸し出しについて

はじめに

ドローンは、地上観測や空中撮影など広範囲な用途が開けることから、「空の産業革命」と言われるほど有効利用の可能性を持つものの、安全に飛行させるためには、操縦者の技能向上が必要です。しかし、ドローン操縦の実技講習には、広いスペースが必要であり、都市部を中心にスペースの確保が困難な状況です。

そこで、兵庫県では、県立都市公園内の陸上競技場等の有料施設について、施設の本旨であるスポーツイベントがない日程を中心に、ドローンの講習会やイベント会場として貸し出すこととし、まずは、三木総合防災公園（三木市）と淡路佐野運動公園（淡路市）の2つの公園において受け付けをしています。

なお、県立都市公園内でのドローンの使用は、県立都市公園条例上、危険な行為として禁止されており、有料施設を独占的に貸し切って利用する場合のみ、一般の公園利用者への危険が及ばないとして認めるものですので、各施設のルールを守っての利用をお願いします。

1 貸し出す公園・施設

公園	施設
三木総合防災公園 (三木市)	陸上競技場、第2陸上競技場、みきぼうパークひょうご(第1、第2、第3球技場)、野球場、ブルボンビーンズドーム(屋内テニスコート)
淡路佐野運動公園 (淡路市)	多目的グラウンド、第2多目的グラウンド、第1野球場、第2野球場、屋内練習場

2 貸し出しのルール

(1) 「無人航空機等の飛行に係る届出書」の提出

ドローンの飛行内容や、安全に飛行させるための確認事項を理解いただいているかを確認するため、「無人航空機等の飛行に係る届出書(様式第1号)」を提出してください。

なお、飛行当日、届出書の内容に反した場合や、気象状態等により安全な飛行ができないと判断される場合は、飛行を中止していただきます。

(2) 施設外への飛び出し防止

ドローンが施設外に飛び出さないよう、飛行エリアは、施設の外周から30m内側とします。

飛行高度は、原則、施設のスタンドやフェンスの高さまでとします。ただし、飛行高度を設定できる機体については、高度30mまで可能とします。

なお、地面とドローンをワイヤーでつないだ場合には、ワイヤーの長さは地面とワイヤーの接地点から施設の外周までの最短距離の長さまでとし、飛行できる高度はワイヤーの長さまでとします。この場合でも、飛行エリアは施設の外周から30m内側までです。

また、風が強い場合は、地面とドローンをワイヤーでつなげていただきます。

(3) 第三者賠償責任保険等への加入義務

万一の事故に対応するため、人や物に対する賠償責任保険(イベント保険)への加入を義務づけます。保険加入を確認するため、保険証書の写しを提出してください。

(4) 国土交通大臣の許可及び承認

空港等の周辺の上空、人口集中地区の上空の空域にてドローンを飛行させる場合は、国土交通大臣の許可が必要ですが、三木総合防災公園及び佐野運動公園の各施設内は、当該区域に該当せず、許可は不要です。

なお、国土交通大臣の承認が必要な夜間飛行や目視範囲外の飛行、物件投下などについては、国土交通大臣の承認を受けている場合でも、公園利用者への安全上の配慮から飛行を認めませんのでご注意ください。

(5) 事故防止と事故対応

機体の墜落や衝突により公園施設に損傷が生じないように、施設をシートで覆う等の処置をお願いすることがあります。三木総合防災公園の陸上競技場と第2陸上競技場については、機体の重量等に応じて、陸上トラック上に所定の人工芝シートを敷いていただきます。

また、ブルボンビーンズドームについても、コート面保護のため、機体の重量等に応じて、シートを敷いていただきますが、シートは利用者でご用意ください。

飛行当日は、施設周辺にドローンを使用中である旨の案内を貼る等により、一般の公園利用者への周知にご協力ください。

なお、事故等が発生した場合には、即座に施設管理スタッフに申し出て指示を受けてください。

3 申込み手続き

(1) 申込者

ドローンの講習会やイベント等を開催する企業や団体からの申込みを受け付けます。ドローンの操縦訓練を行う個人やグループからの申込みも可能です。

(2) 必要書類

- ① 有料公園施設利用申込書（兵庫県都市公園条例施行規則による）
- ② 無人航空機の飛行に係る届出書（様式第1号）
- ③ 第三者賠償責任保険等の保険証書の写し

(3) 施設予約・申込み方法

- ① 電話にて施設の空き状況を確認してください。事前相談も随時受け付けています。電話での施設予約はできません。
- ② 遅くとも利用予定日の2週間前までに、申込みに必要な書類を提出してください。書類の提出をもって、施設利用の予約とします。なお、書類不備や記載内容が十分でない場合は利用を認めませんので、事前に十分相談していただき、時間的余裕をもって提出ください。保険証書（必要書類③）及び許可申請書・許可証の写し（必要書類④）は後日の提出でも可としますが、すべての必要書類が整わない限り、施設の利用承認はしません。
- ③ 必要書類提出後10日以内に、利用承認の適否をご連絡します。また、書類の修正指示等があればその旨お伝えします。

(4) 飛行できなかった場合の利用料金の取扱い

雨天や強風等、利用者の責めに帰することができない理由により施設を利用できなくなったとき、または、利用者が利用日の7日前までに利用の取消しを申し出たときは、利用料金を返還します。

4 利用料金表

公園	施設	平日（1日）	休日（1日）
三木総合 防災公園	陸上競技場	282,800円	282,800円
	第2陸上競技場	50,300円	50,300円
	野球場	25,200円	31,500円
	みきぼうパークひょうご (第1、第2、第3球技場)	163,500円	204,300円
	ブルボンビーンズドーム (屋内テニス場)	119,500円 (9時～13時)	168,700円 (9時～13時)
119,500円 (13時～17時)		168,700円 (13時～17時)	
淡路佐野 運動公園	多目的グラウンド	57,600円	140,800円
	第2多目的グラウンド	14,100円	35,200円
	野球場（第1、第2）	14,600円	36,300円
	屋内練習場	25,100円	62,700円

※利用可能時間は9時～17時

5 問い合わせ先

公園	施設	問い合わせ先
三木総合 防災公園	陸上競技場、第2陸上競技場、 みきぼうパークひょうご（第1、 第2、第3球技場）、野球場	一般社団法人兵庫県サッカー協会 みきぼうパークひょうご TEL 0794-85-2201 FAX 0794-85-2147
	ブルボンビーンズドーム（屋内 テニス場）	ブルボンビーンズドーム TEL 0794-85-8413 FAX 0794-85-8415
淡路佐野 運動公園	多目的グラウンド、第2多目的 グラウンド、第1野球場、第2 野球場、屋内練習場	淡路佐野運動公園管理事務所 TEL 0799-64-2222 FAX 0799-60-4112

(R2.10.27更新)